

吉岐市財政基盤確立計画



令和3年12月

吉岐市財政基盤確立計画

【第1章 財政基盤確立計画の策定に向けて】

(1) これまでの経過等

本市では、これまで「吉岐市総合計画」の着実な実施を軸として、特定有人国境離島法による航路・航空路の運賃低廉化、海上輸送費の補助、雇用の場の創出など、市民の身近な負担を減らし、生活向上のための施策を最優先課題として進めるとともに、自治体SDGsモデル事業など、時代の変化に対応した取組を進めてきました。

一方、長引く地方経済の低迷や人口減少などにより地方税等の自主財源の確保が難しい中に、本市の歳入で最も大きな割合を占める普通交付税も合併算定替が終了し、令和元年度から一本算定となったため大幅に収入が減少しています。そのため、基金取崩し等の臨時的な財源確保対策により、財源不足の解消に努めてきたところですが、市の貯金に当たる財源対策用の基金（財政調整基金及び減債基金）残高は年々減少しており、従来のような基金の取崩しに依存した財政運営を続けていくことは、困難となってきています。

さらに今後は、少子高齢化の進行に伴う社会保障関係経費の増加、これまで整備してきた公共施設等にかかる維持補修及び更新費用の増大などが見込まれ、旧町合併以前の住民サービスを可能な限り維持することを基本とした行政サービスの継続が難しくなってきています。

本市が将来にわたり効率的かつ安定的な行政サービスを提供するためには、限られた財源の中で収支のバランスの取れた健全な財政運営を一層推進していくことが必要となります。本計画は早急な収支改善を実現し、中長期的な収支の均衡を図り、持続可能な財政運営を行うための指針として策定したものです。

(2) 計画期間

計画期間は令和4年度から令和6年度までの3年間として、可能なものから順次実施していきます。

また、本計画は現行の財政制度が継続することを前提に策定していますが、今後の社会・経済情勢の変動や国・県の制度改正による影響が大きい場合は、毎年度策定する「吉岐市中期財政見通し」の中で反映させていくこととします。

【第2章 財政の現状と見通し】

(1) ー1 市政を取り巻く現状と課題

本市の財政状況は、平成16年の市制施行直後は経常収支比率が高く推移し、財政の硬直化が進んでいたことから、行政組織の見直し、中学校統廃合をはじめとした各施設の整理・合理化、事務事業の見直し、人件費・経常経費の抑制、地方債の繰上償還の実施など、行財政改革に取り組んだ結果、実質公債費比率や将来負担比率などの財政健全化指標はおおむね健全に推移してきたところです。

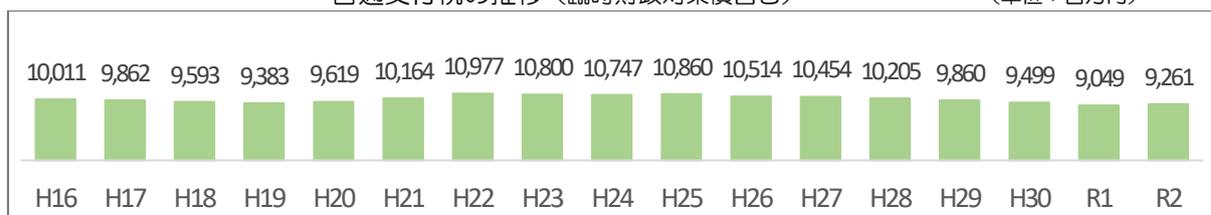
しかしながら、普通交付税の合併算定替えが終了するとともに、長引く地方経済の低迷や少子高齢化に伴う人口減少により地方税等の自主財源の確保が難しい状況が続いており、経常収支比率は年々高くなってきています。

また、新型コロナウイルス感染症はこれまでにない規模で社会・経済に大きな影響を与えている中で今後の財政需要の見通しは大変不透明な状況であり、これらに対応していく必要があります。

(1) - 2 普通交付税の推移

普通交付税の推移（臨時財政対策債含む）

（単位：百万円）



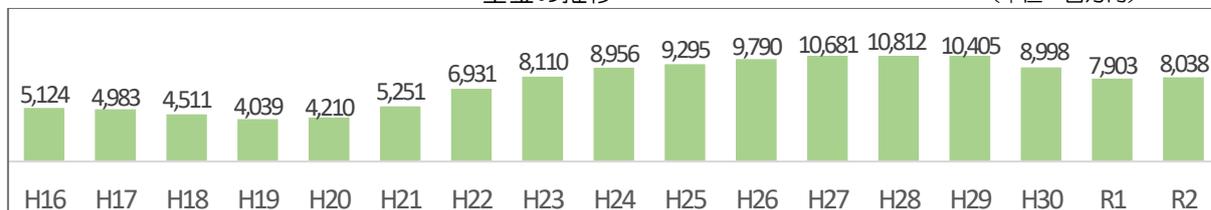
吉岐市の収入で最も大きな割合を占める普通交付税は、市町村合併した平成16年からの10年間は旧4町分で算定されていましたが、平成26年度からは段階的に縮減され、令和元年度からは吉岐市本来の額となっています。

臨時財政対策債を含む普通交付税は、最大であった平成22年度と比較すると17億1,600万円の減少となっています。

(1) - 3 基金の状況

基金の推移

（単位：百万円）



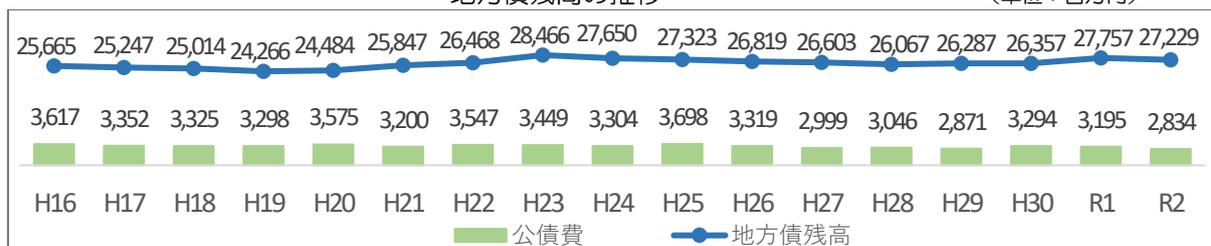
基金残高は平成28年度には108億1,200万円まで増えましたが、普通交付税合併算定替えの段階的縮減とともに減少しており、令和2年度末には8億3,800万円とピーク時から約28億円減少している状況です。

基金が減少すると、柔軟な財政運営が困難となることから、基金の確保を優先課題として取り組む必要があります。

(1) - 4 地方債残高の推移

地方債残高の推移

（単位：百万円）



地方債残高には、平成23年度のピーク時で284億6,600万円ありまし

たが、市債の発行抑制や繰上償還など計画的に地方債残高削減に取り組んできた結果、平成28年度末は260億6,700万円まで減少しました。

しかしながら、平成29～30年度に発生した集中豪雨による大規模災害や葬斎場整備、庁舎及び学校施設の耐震化などの大型事業の実施により、地方債残高は増加傾向にあり令和2年度末現在、272億2,900万円となっています。なお、令和5年度以降に公債費のピークを迎え(約33億円)、その後も高止まりする見込みとなっていますので、引き続き、財政指標の改善に取り組んでいかなければなりません。

(1) - 5 健全化判断比率

令和2年度 健全化判断比率の状況 (単位：%)

指標		吉崎市	早期健全化基準	財政再生基準
健全化判断比率	実質赤字比率	—	13.00	20.00
	連結実質赤字比率	—	18.00	30.00
	実質公債費比率	6.7	25.0	35.0
	将来負担比率	32.8	350.0	

財政健全化判断比率は、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づき財政状況を判断するもので、早期健全化基準を超えると財政健全化計画を策定しなければならず、さらに、財政再生基準を超えると「財政再生団体」となり、国の監督のもと財政運営を行うこととなります。

吉崎市では、いずれの指標も早期健全化基準を下回っており、現在は健全な状態であることを示していますが、引き続き、これらの指標の上昇を抑えていく必要があります。

【第3章 財政運営基本方針】

本市の財政運営は今後更に厳しさを増す見込みですが、このような中であっても、人口減少対策、少子高齢化問題、地域医療体制の確保などの喫緊の課題並びに産業振興、雇用、教育など多様な行政ニーズに引き続き応えていく責務と役割があります。

今後、将来にわたってこの責務と役割を果たしていくためには、『次の世代に負担を残さない持続可能な財政基盤の確立』に向けた取組を進めていくことが不可欠です。

このため、より一層の歳入確保に取り組むとともに、基金の積立てと取崩しが均衡した、財源不足を基金に頼らない財政運営に努めていきます。

次章からは、財政基盤確立推進本部部会での検討結果や庁内での検討を踏まえ、令和6年度までの間に、財政の健全化に向けて集中的に進める具体的取組をまとめました。このうち、本計画で実施可能なものを令和4年度予算から順次反映させていきます。

【財政運営の基本方針】

『基金の積立てと取崩しが均衡した、財源不足を基金に頼らない財政運営』

1. 適正な基金管理や債権管理の徹底、受益者負担の適正化等による、安定した財源の確保
2. 事務事業及び公共施設運営等の見直し、並びに他会計負担等の抑制による、歳出規模の抑制
3. 市債の発行額を、地方債の元金償還額以内に留めることによる、公債費の削減及び地方債残高の低減

【第4章 財政運営基本方針に基づく具体的施策】

1 安定した財源の確保

※下記金額について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・R6における対R3効果額

(1) 適正な基金管理

現在、壱岐市が保有している基金は、財政調整基金及び減債基金並びに特定目的基金として地域振興基金、合併振興基金、地域福祉基金、ふるさと応援基金等があります。令和2年度末における基金残高は80億3,850万円となっており、このうち、財政調整基金は13億420万円、減債基金は7億6,550万円です。

●財政調整基金及び減債基金の残高維持

例年、当初予算編成時には財源の調整や地方債の償還財源として、財政調整基金または減債基金を充当する予算を計上していますが、実際の取崩しについては、決算剰余金の状況により最終的な調整を図ってきました。しかしながら、平成26年度からの普通交付税合併算定替えの段階的縮減が進む中で、予算編成時の財源として交付税を過大に見込むことは困難であり、予算計上額を抑えざるを得ない状況が続き、基金を財源とする予算が大きくなる傾向となり、基金残高が年々減少する結果となりました。

財政調整基金の目安は法令等による定めはなく、一般的に標準財政規模の10～20%が適正な範囲と言われています。また、減債基金についても法令等による定めはありませんが、公債費が令和5年度で約33億円の償還額となる見込みであることから、柔軟な財政運営を行うためには、その30～40%程度は減債基金を保有することが必要と考えられます。

●特定目的基金の適正な管理

特定目的基金は、地域振興基金や合併振興基金など、その趣旨に沿った事業の財源として積み立てることによって、まちづくりを推進していくことが目的であり、その時々の方針課題や社会情勢により必要に応じて積立て・取崩しを行って

いきます。

よって、まずは今後3年間の取組で令和6年度の基金残高が令和2年度末の80億円から減少しないようにすることを基準とし、安易に財源不足を基金で補うことなく「基金の積立てと取崩しが均衡する予算編成」を目標とします。

(2) ふるさと応援寄附金制度の推進・・・・・・・・・・・・・・・・4億1,000万円

ふるさと応援寄附金は、制度開始以降、順調に寄附額が伸びていましたが、コロナ禍における巣ごもり需要の増加等により自治体間競争が激化した結果、令和2年度は9,991件、寄附額3億870万円、対前年比で7,130万円の減収となりました。

ふるさと納税は、本市にとって貴重な自主財源を確保できる制度であり、かつ、地域産業の活性化にもつながる有効な制度です。

今後は、ふるさと納税ポータルサイトの磨き上げを行うとともに商品企画やデザイン等の見直しにより更なる推進を図り、安定した財源の確保を図ります。

(3) 債権管理の徹底・・・・・・・・・・・・・・・・2,900万円

市債権(※)は、私たちの暮らしを豊かにし発展させるため、教育の振興、社会福祉の増進など市のさまざまな事業を行うための原資となります。市債権を回収することは、自主財源を確保し健全な財政を維持することはもとより、市民(受益者)負担の公平性を保つうえでも非常に重要なことです。市民は地方公共団体のサービスを等しく受ける権利を持つとともに、その負担を担うものですが、債権が適切に回収されず、負担が偏ることになれば、市民(受益者)負担の公平性が損なわれます。

そのため、本市では市債権の納付に対する公平性と信頼性を確保し、納税等の意識を高めるとともに、受益者負担の適正化を図るため、以下の2つの取組を推進していきます。

●壱岐市債権管理条例に基づく債権管理の徹底

市税をはじめ、保育料、公営住宅、水道料金等の負担金や使用料について、市民(受益者)の負担の公平性の観点から徹底した収納対策の実施による現年度収納率の向上を図ります。具体的には現年度分の市税や国保税等の公債権では徴収率を県内平均程度まで、公営住宅の使用料は令和2年度の徴収率と比較して約0.4%向上させることなどを目標とします。

さらに、市債権の未収金については徹底した債権管理に努め、令和2年度末の市債権の未収金額に対し、令和6年度末時点で約7%以上削減します。

本市では、平成31年4月に壱岐市債権管理条例を施行し、市が有する市税以外の全ての債権を対象に、債権管理に関して必要とされる統一した手順や基準などを定めました。この条例に基づいて、債権の回収方法の検討や回収目標の設定、不良債権の整理方針等を維持するために市債権を総合的に管理する組織である壱岐市債権管理委員会を立ち上げています。さらに、市債権の滞納債権の回収・処分等を専門的に指導する部署又はチームを設置し、債権管理の一元化及び債権回収強化を図っていきます。

●市債権滞納者に対する行政サービスの制限の徹底

市債権の滞納は健全な行政運営に支障をきたすおそれがあるため、その滞納者に対して厳正に対処し、納税意識の高揚と滞納の抑制を図ります。

なお、所管課事業のうち、市債権の滞納者に対する行政サービスの利用制限の実施について取りまとめ、市民に実施事業名及び内容について周知を図っていきます。

※市債権

公法上の原因に基づいて発生する「公債権」と、市営住宅使用料等主に私法上の契約に基づいて発生する「私債権」に区分されます。

(4) 受益者負担の見直し・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 330万円

〈具体的な取組〉

- ・ 持ちごみのごみ処理手数料の見直し
- ・ 液肥散布車使用料及び畜尿収集車使用料の見直し
- ・ 公共施設における利用料等の見直し

●使用料及び手数料の適正化

施設使用料については受益者負担の公平性を確保するため、施設別の行政コストから料金原価の算出、受益者負担水準の設定など算定根拠の明確化を図るとともに、減免基準等を見直しを行い、適正化を図ります。

また、これまで事務手数料は見直しがされていない状況を踏まえ、手数料の引上げのみならず、事務処理手順の改善等による行政コストの引下げの余地も調査・研究していきます。

●定期的な料金改定の検討等

行政サービスを利用する人と利用しない人との負担の公平性については、利益を受ける人が応分の負担をすることで、負担の公平性が確保されています。このため、使用料・手数料について、適正な負担割合となっているかを随時検証し、必要に応じて改定を行います。

(5) その他収入の確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9,570万円

〈具体的な取組〉

- ・ 老人ホームの一般型特定施設入居者生活介護への移行
- ・ まちづくり交付金に係る新たな財源確保

●未利用財産の有効活用

未利用財産については、除草作業等の環境整備が必要であり、このような財産を維持するだけでも管理経費が掛かっています。

財産を所管する部署においてコスト意識を向上させ、未利用財産の有効活用に対する意識を向上させる必要があります。

そのため、次の基本方針を定め、未利用財産の有効活用に努めていくこととします。

- 1) 未利用財産の利活用方針の明確化と積極的な市民への公表
- 2) 不用財産の積極的な民間への売却・貸付による有効活用
- 3) 特定の団体が主に利用している集会施設等については、その団体と協議の上、積極的に譲渡を図る。

●歳入確保のための取組

公共施設に企業名や商品ブランド名を付与する権利（ネーミングライツ）を募集することにより、持続可能な施設の運営を図ります。

また、現在、市ホームページ、広報いき、封筒等に有料広告事業を行っておりますが、今後より一層の推進を図り、更なる財源の確保を図ります。

●基金（特定目的基金）・資産の有効活用

現在、壱岐市においては、主に預金による運用を行っていますが、現在の低金利の状況下においては、預金による運用益では自主財源として活用するには十分ではありません。

このため、より多くの自主財源を確保するために、基金の一括運用によるスケールメリットを活用した、より有利な条件の金融商品等による効率的な運用について研究を行い、収入の増加を図ります。

運用にあたっては、安全性を最優先とし、支払等に支障が生じないように、一定の資金については流動性を確保するとともに、運用の具体的方法や上限額についての運用指針を定めて実施することとします。

また、市の出資事業等について、再度検証を行い、必要に応じて事業の見直しを行うほか、市有財産の有効活用についても検討し、更なる財源の確保を図ります。

2 歳出の抑制

- (1) 総人件費の抑制・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1億9,630万円
〈具体的な取組〉

・3年間で退職不補充23名(例：R4：7名、R5：8名、R6：8名の減)

●職員数の適正化（R4～R6）

少子高齢化や人口減少が進展する中で、必要な行政サービスを維持し、持続可能な行政運営を行っていくためには、人件費の抑制は避けられない状況にあります。

そのため、平成31年1月に策定した壱岐市行財政改革「第4次」定員適正化計画(平成30年度～令和9年度)に基づき、定員の適正化を図っていきつつも、令和4～6年度を重点期間とし、計画を前倒しして、予定よりも早期の定員の適正化を目指します。

(2) 事務事業の見直し・・・・・・・・・・・・・・・・・・1億1,250万円
〈具体的な取組〉

- ・小学校施設整備にかかる協議（優先順位付け）
- ・タブレット端末導入に伴う教育用PC等の用途廃止
- ・消防団車両購入（更新）事業の見直し

「「吉岐市行財政改革実施計画（令和2年度改定版）」に掲げた「事務事業の見直し・業務改善の取組」を積極的に推し進めるとともに、今回、吉岐市財政基盤確立推進本部部会を中心とした、担当部署における今後の具体的な取組及び効果額等の洗い出し作業を行う中で取りまとめた「事務事業の見直し項目」について順次、改善を図っていきます。なお、主なものを下記のとおり記載しています。

●自治体DXの推進

デジタル化による各行政サービスの更なる利便性の向上や行政の効率化、さらには持続可能な財政基盤の確立のため、「「吉岐市デジタル化推進計画」を策定し、各部署が連携を図り、横断的な取組を進め、デジタル化を推進していきます。

既に、ビジネスチャットの活用や会議・ヒアリング・研修等、公務の内容により、リモートで対応できるものは、可能な限りWEB上での出席又は参加としています。これにより、業務の効率化、職員の負担軽減を図ると同時に、移動を伴う出張を減らすことで、旅費の削減を図ります。

その他、ホームページ及びケーブルテレビの活用による回覧文書の削減、内部情報システムの活用による電子決裁を推進することで、ペーパーレス化を進めるとともに、事務処理の迅速化、効率化を図ります。

〈老人ホームの運営手法改善〉

●一般型特定施設入所者生活介護への移行

現在の外部サービス利用型特定施設入所者生活介護から一般型特定施設入所者生活介護へ移行することで、報酬の算定方法の変更に伴う介護収入の増加が見込まれるほか、職員の勤務体制や業務内容にも柔軟性が生まれ、歳出削減にも繋がることから、より効率的な運用を目指し、運営手法の改善を図っていきます。

〈各事業の見直し〉

●自治体SDGsモデル事業費

「2030年までの10年間の取組で未来が決まる（2030年以降では取り返しがつかない）」という「SDGs」の考えは世界共通の認識事項であり、本市においてもこれまで以上に力を入れて取り組んでいく必要があります。

本事業は2030年のあるべき姿（吉岐市の将来像）の実現に向けて、長期的なスパンの中で段階を追って、一段ずつ上りながら、取り組みを進めています。これまで実施してきた取組は最初のステップであり、事業の必要性や重要性を広く知ってもらうためにも、インパクトが必要であったため、経済分野に主眼をおいた9つの事業を同時に展開してきましたが、令和4年度からは事業を絞って実施することで、事業効果を明確なものにしていきます。

●その他委託事業等の見直し

各担当部署において、具体的取組及び効果額等を洗い出した事業について、歳出の抑制・削減を図るとともに、市民サービスの向上など事業の質を高めるという視点からも事業の見直しに取組ます。

〈学校施設整備費等の見直し〉

●小・中学校施設整備事業費

小・中学校施設の改修・解体工事は、危険が伴うものから優先して実施するなど優先順位をつけ、財政負担を抑制するよう、計画的な整備を図ります。

●小・中学校教育振興費

G I G Aスクール構想により子どもたちにはタブレット端末が一人一台配付されるため、今後不要となる教育用パソコンのリース期間満了後は、電子黒板など一部の機材を除いてリース契約を終了し、歳出削減を図ります。

〈その他の取組〉

●公共事業の計画的な執行

公共事業は、振興実施計画に基づいて計画的に実施し、年度内執行に努めていきます。また、他工事との連携強化や同時一括施工等の計画手法、効率的な設計等に積極的に取組、工事コストの縮減に努めます。

(3) 補助金・負担金の見直し・・・・・・・・・・・・・・・・・・1億4,270万円
〈具体的な取組〉

- ・共通地域通貨発行事業(しまとく通貨)の見直し
- ・合併浄化槽設置整備に係る補助の見直し

苓崎市補助金等検討委員会から提言があった「今後の補助金等のあり方」に基づき、本市の補助金等について適正な見直しを図っていきます。

- ・補助金等対象団体の整理・統合
- ・補助金等対象経費の明確化
- ・補助率等の適正化
- ・算定根拠の明確化
- ・補助金等の交付期間又は終期の設定
- ・見直しサイクルの確立

(4) 公共施設運営等の見直し・・・・・・・・・・・・・・・・・・2,110万円
〈具体的な取組〉

- ・イルカパークの運営見直し
- ・診療施設の運営見直し

●公共施設の統廃合

〈保育所・幼稚園〉

苓崎市子ども・子育て会議から提出された「苓崎市立公立幼稚園及び保育所運営のあり方についての答申」に基づき、幼児教育・保育の量の確保と質の向上及

び教育施設における効率的な運営を図っていくため、関係者と十分な協議を行った上で、保育所や幼稚園の統廃合、幼保連携型等認定こども園の設置を推進し、老朽化した施設の閉園等による経費削減を図っていきます。

●施設の民営化

〈保育所〉

将来的には、保育所及び幼稚園の民営化も含めて検討していかなければなりません。そのため、適切な施設運営と幼児教育・保育の質の向上に努めていきます。

〈老人ホーム〉

当該施設は、彦岐市公共施設個別施設計画において譲渡する方針であり、彦岐市行財政改革大綱の推進重点事項でもある「民間活力の導入」という観点からも、民間事業者への譲渡に向けた取組を進めていきます。

●公共施設個別施設計画の前倒し実施

公共施設の統廃合は、施設の利用者のみならず地域の活力にも関する重要事項であるため、その計画に基づく具体的な取組については、市民の意見を十分に聴取しながら慎重に進めていきます。

一方で利用者が少ない施設並びに利用者が特定している集会施設に関しては、早い段階で利用者と協議を重ね、実情に応じて計画を前倒しし譲渡する方針です。

(5) 他会計負担等の抑制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1,010万円

〈具体的な取組〉

- ・診療施設の運営見直し
- ・水道料金の見直し

一般会計から特別会計への繰出金については、受益者が特定される特別会計に対して一般会計からの税金等で負担することであり、言い換えれば、利益を受けない人も負担していることとなります。そのため、負担の公平性確保の観点から繰出金（一般会計の税金）で負担すべき部分を明確にします。

また、公営企業については独立採算の原則に則り、一層の経営の健全化を図っているところですが、人口減少や施設の老朽化等から、収入の減少とともに、支出は増加する傾向にあり、厳しい財政運営が続いています。

こうしたことから、特別会計については、収入確保と経費削減に取組、一般会計からの繰出しについて抑制を図っていきます。

●上下水道事業に対する繰出金の抑制

一般会計からの赤字補てんとしての法定外繰入れを抑制することにより、一般会計繰出金を削減します。

〈使用料の改定〉

使用料単価については、独立採算性を現状以上に高める必要がありますので、使用料単価の見直しは避けて通れないと考えています。今後は県内各市等の状況を鑑みながら、必要な改定を行っていきます。

また、公共下水道事業と漁業集落排水整備事業の使用料の統一についても今後検討していきます。

〈持続可能な事業運営の実施〉

人口減少に伴い、料金収入も減少傾向にある一方で、サービスに必要な施設の耐震化や老朽化対策に伴う事業費が増大し、厳しさを増しています。

このような状況の中、基本方針や取組を示した『経営戦略』及び施設の長寿命化対策を示した『ストックマネジメント基本計画』に基づき、健全かつ安定的な事業運営を継続していきます。

〈資本費平準化債の発行〉

下水道事業については、資本費平準化債（※）を発行することにより、一般会計繰出金を削減します。

※資本費平準化債

借入金の返済金を新たな借入で賄い返済負担を後年度に繰り延べる制度。初期投資が大きく使用料による回収に時間がかかることや施設の耐用年数よりも借入金の返済年数の方が短いことから制度的に認められています。

●保険事業特別会計に対する繰出金の抑制

国民健康保険事業特別会計、介護保険事業特別会計等については、人口減少や高齢化の進展から、収入は減少する一方、支出は増加する傾向にあることから、市民一人ひとりによる疾病予防、健康づくり、健診受診率の向上、後発医薬品の使用の促進、認知症予防、介護予防等の取組を行うことにより、医療費及び介護費用の増加を抑制することで、特別会計への繰出金を含む社会保障関係費の適正化を図ります。

（6）公債費の適正化

本市では償還金の一部が後年度に地方交付税で戻ってくる有利な地方債を活用し、行政運営を行っていますが、令和5年度にはこれまで実施してきた学校の大規模改修、4庁舎の耐震事業など大型事業の財源として借り入れた起債の償還が本格化し、地方債償還金を含む公債費のピークを迎える見込みです。

近年、大規模自然災害や新型コロナウイルス感染症感染拡大など未曾有の事態に直面しています。これらの財源確保のために地方債を活用することから、今後も市債発行額を地方債の元金償還額以内に留めるように努め、将来にわたる負担の軽減を図るとともに、持続可能な財政基盤の確立に向けて、可能な限り地方債の繰上償還や基金への計画的な積立てを行うなど、財政指標の改善に取り組んでいきます。

■公債費の推移

（単位：百万円）

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
発行額	2,196	2,177	2,144	2,182	2,044
償還額	2,834	2,924	3,013	3,285	3,108